



図7 商標権保護に関する訴状(和文抄訳)

## 商標権保護に関する訴状(和文抄訳)

P.1

### 1. 商標に対する排他的権利

大王製紙株式会社(以後、本文では「大王社」)は、以下の組み合わせの商標について排他的権利を有する。

同商標は、ロシア連邦内において証明書 No.312106(以後、本文では「原告の商標」)に基づき、商品および役務の国際分類(ICGS) 第16類の様々な商品について登録されており、そのうちの 하나가以下である。

「使い捨て紙製おむつ」

ロシア連邦民法第1477条に基づき、商標、つまり、法人もしくは個人事業主の商品個別化のために用いられるマークは、排他的権利と見なされる。

ロシア連邦民法第1229条第1項にのっとり、個別化手段に対する独占的権利を有する法人(権利者)は、自らの裁量により法に反しないあらゆる方法によって、同手段を使用する権利を有する。権利者は、自らの裁量で、他者のその個別化手段の使用について、許可もしくは禁止することができる。禁止されていない場合には、それは承諾(許可)とは見なされない。他者は、権利者の承諾なしに個別化手段を使用することはできない。個別化手段の使用は、それが権利者の承諾なく使用される場合には、違法である。

ロシア連邦民法第1484条第1項にのっとり、権利者はロシア連邦民法第1229条に基づき、法に反しないあらゆる方法で商標を使用する排他的権利を有し(商標に対する排他的権利)、その内には、ロシア連邦民法第1484条第2項に示される方法も含まれ、そこには、登録された商標の付された商品のロシア連邦内への輸入に関する方法についても指示されている。

ロシア連邦民法第1484条第3項の理解では、個別化のため登録された商品、もしくは、同種の商品に関し、その商標に類似したマークの使用により混同の可能性が生じる場合には、いかなる者も権利者の許可なしにその類似マークを使用する権利を持たない。

関税地域の境界を越え商品が流通する際の、商標に対する排他的権利の侵害から追加的に権利を保護及び擁護する目的で、原告の商標は、知的財産物の税関登録簿に登録されている(2010年11月22日付ロシア連邦税関庁書簡N14-42/56490)。ロシア連邦通関庁の同書簡に基づき、ロシア連邦域内での原告の商標の記された唯一の商品の輸入権利の所有者は以下の通りである。

M社

所在地: (省略)

納税者識別番号: (省略)

被告は、原告の商品の輸入権利の所有者の目録に含まれていない。

### 2. 商標に対する原告の排他的権利の侵害

ウラジオストク税関の2011年2月17日「商品の通関差し止めに関する」書簡(発信番号03-2-21/0188)により、ウラジオストク税関ベルヴォマイスキー通関ポストによって、CCDNo.10702020/150211/0002834に基づき被告により税関申告のなされた子供用おむつ(3029パック)(以後、本文では「おむつ」)で、原告の商標が付された、もしくは、その包装に付された物品の、通関差し止めの決定がなされた旨の通達が原告にあった。

この際、おむつの荷受人及び申告者、つまり、上述の商品の直接的輸入者は、本件の被告であった。原告の商標に関して知的財産物の税関登録簿に登録されている情報によれば、被告は原告の商標の付された商品の輸入者の権限を有していないため、ウラジオストク税関は関税同盟関税法典第 331 条第 1 項に基づき、ロシア連邦関税地域へのおむつの差し止めを行った。

ロシア連邦憲法裁判所の、2001 年 12 月 20 日付決定 No.287-O に記載された見解に基づき、「商標の所有者は、商標の利用及び取扱い、また、他者によるその使用禁止の排他的権利を有し、さらに、ロシア連邦内において保護された商標の、所有者の許可のない使用はいかなる者も認められない。商標所有者の権利の侵犯と見なされるものは、商標、もしくは商標を付した商品、または、同種の商品に関し同商標と混同の恐れのある程に類似のマークの、許可のない製造、使用、輸入、引合い、販売、その他の経済流通への導入、または、この目的での保管である」。

また、憲法裁判所の 2004 年 4 月 22 日付決定 No.171-O によれば、「商標使用の方法の禁止に関し…、似たような商標の付された商品のロシア連邦内への輸入の禁止等は、知的財産保護分野におけるロシア連邦の国際的責務遵守に向けられたものであり…、ロシア連邦憲法に反するものではない」。

ロシア連邦民法第 1229 条第 5 項の趣旨に沿い、知的活動の成果、及び、個別化手法に対する排他的権利の制限が、同法典に規定されている。

そのような制限は、特に、ロシア連邦民法第 1487 条に示されており、それに基づき以下の通りとなる。

「ロシア連邦内において権利者もしくはその承認を得て直接に民間流通に導入された商品に関し、他者によるその商標の使用は、商標の排他的権利の侵害とはならない。」

したがって、ロシア連邦においては、商標の排他的権利の国内消尽の原則が確立されている。これに伴い、商標の付された商品の輸入は、商標の使用の方法の一つであり、その実現のためには商標権者の許可が必要不可欠である。

本結論は、最高仲裁裁判所の 2007 年 12 月 13 日付情報書簡 No.122 「知的財産に関する法律適用にかかわる事件の仲裁裁判審議の実際についての概観」第 15 項にのっとり、ロシア連邦内への輸入は、ロシア連邦内における民間流通へ商品の導入の一要素であり、また、商標所有者の権利の独立的侵害である。

上述の見解は、上級審の裁判による同様の係争の審議の実際によっても承認されている点を指摘する必要がある。特に、2010 年 8 月 5 日付ロシア連邦最高仲裁裁判所決定 No. VAS-10102/10 中に、ロシア連邦民法第 1252 条及び第 1487 条の規定を考慮し、権利者の承諾なしにロシア連邦内へ他者の商標の付された商品の輸入を行った者は、その輸入者により該当商標が付されたか否かを問わず、商標の権利者の排他的権利の侵犯となる旨が、示されている。

原告は被告に、ロシア連邦内における、おむつの輸入もしくはその他の民間流通への導入に対する、承諾、もしくは権利を許与しておらず、また、被告人とのいかなる契約も締結していなかった。

したがって、ロシア連邦民法第 1229 条、第 1252 条第 4 項、第 1477 条、第 1484 条、第 1487 条に基づき、被告のロシアへのおむつ輸入にかかわる行為は、原告の証明書 No.312106 に基づき原告が所有する商標への排他的権利の侵害とみなす必要がある。

3. 侵害された排他的権利の保護の方法

ロシア連邦民法第 1252 条第 1 項に基づき、知的活動の成果、また、個別化手段に対する排他的権利の保護は、特に、以下の要求を提起することにより実施される。

- 1)権利の確認—権利を否定、もしくは、その他の方法で認めず、それにより権利者の利益を侵害する者に対しての要求
- 2)権利の侵害、もしくは、侵害のおそれをなす行為の停止—現在、該当行為を行っている、もしくは、そのために必要な準備を行っている者に対しての要求
- 3)損害賠償—知的活動の成果もしくは個別化手段を権利者との協定を結ばずに違法に使用（無契約使用）した、もしくは、その他の方法で権利者の排他的権利を侵害し損失を与えた者に対しての要求
- 4)本条第 5 項に基づく有体物の除去—その製造者、輸入者、保管者、輸送者、販売者、その他の配布者、誠実でない購買者に対しての要求
- 5)行われた侵害についての、実際の権利者の明記のある、裁判の判決の公開—独占的権利の侵害者に対しての要求

さらに、ロシア連邦民法第 1252 条第 4 項に基づき、「知的活動の成果、もしくは、個別化手段が表現されている有体物の、製造、配布、もしくは、その他の利用、また、輸入、輸送、もしくは保管により、そのような結果もしくはそのような手段に対する排他的権制の侵害がなされる場合には、そのような有体物は模倣品と見なされ、仮にその他の帰結が本法典により規定されていない場合には、いかなる補償もなされず、裁判所の決定により流通からの没収と廃棄の対象となる」。

原告の考えでは、被告により権利者の承諾もしくは許可なしに原告の商標の付された商品の輸入がなされたことから、ロシア連邦民法第 1252 条第 4 項の規定に基づき、そのような商品は流通からの没収と廃棄の対象となる。民間流通におけるその存在により、証明書 No.312106 に基づき原告が所有する商標に対する、原告の排他的権利が侵害されるからである。

上記の事項を考慮し、また、ロシア連邦民法第 1229 条、第 1252 条、第 1477 条、第 1484 条、第 1487 条、関税同盟関税法典第 4 条、第 179 条、第 190 条に基づき、以下を願いたい。

1. A 社 (国家基本登録ナンバー：省略;納税者識別番号：省略) に対する、ロシア連邦証明書 No.312106 によって登録された商標「GOO.N」が付された、もしくは、その包装に付された、CCDNo.10702020/150211/0002834 に記載されたおむつの、輸入、引合い、販売、または、ロシア連邦内における民間流通へのその他の導入、また、輸送もしくはその目的での保管の禁止
2. A 社 (国家基本登録ナンバー：省略;納税者識別番号：省略) に対する、大王製紙株式会社の許可なしの、ロシア連邦証明書 No.312106 にて登録された商標「GOO.N」が付された、もしくはその包装に付された商品の、輸入、引合い、販売、または、ロシア連邦内における民間流通へのその他の導入、また、輸送もしくはこの目的での保管の禁止
3. ロシア連邦証明書 No.312106 により登録された商標「GOO.N」が付された、もしくはその包装に付されたおむつで、CCD No.10702020/150211/0002834 により、A 社によりロシア連邦領土内に輸入されたものの、流通からの没収と廃棄

## 商標権保護に関する訴状(和文抄訳)

P. 4

### 添付:

- 1.ビデオ会議通信システムを利用した公判への参加の請願書(1 葉)
- 2.ウラジオストク税関への証拠要求の請願書(2 葉)
- 3.仮処分に関する申請書(3 葉)
- 4.ウラジオストク税関の 2011 年 2 月 17 日付「商品の差し止めに関する」書簡(発信番号 03-2-21/0188) 写し(1 葉)
- 5.商標証明書 No.312106 写し(1 葉)
- 6.公証人により証明された、委任状 写し(6 葉)
- 7.公証人により証明された、原告に関する商業登記簿抄本 写し(21 葉)
- 8.被告人に関する、ロシア連邦税関庁法人統一登記簿のインターネット記事(1 葉)
- 9.訴訟審議に対する国家機関の手数料支払証明書(1 葉)
- 10.被告及び第三者への訴状写し発送証明書(2 葉)
- 11.訴訟保障申請書の検討に対する国家機関の手数料支払証明書(1 葉)
- 12.2009 年 7 月 9 日付事件 No.A56-20519/2009 にかかわる、サンクトペテルブルグ市及びレニングラード州仲裁裁判所の決定 写し
- 13.2009 年 11 月 6 日付事件 No.A56-20519/2009 にかかわる、第 13 仲裁控訴裁判所の決定 写し
- 14.2010 年 2 月 12 日付事件 No.A56-20519/2009 にかかわる、北西管区ロシア連邦税関庁の決定 写し
- 15.2010 年 4 月 21 日付事件 No.A41-39651/2009 にかかわる、第 10 仲裁控訴裁判所の決定 写し
- 16.2010 年 6 月 10 日付 No.KG-A41/5490-10 事件 No.A40-89751/08-51-773 にかかわるモスクワ管区ロシア連邦税務庁の決定 写し
- 17.2010 年 8 月 5 日付 No.VAS-10102/10 ロシア連邦最高仲裁裁判所の決定 写し図 1. 2 段落にまたがる図表等について

## 図8 判決（和文抄訳）

以下、判決要旨である。

(a) 序文(裁判所名、裁判官名、当事者名等)(略)

(b) 記述的部分(事実)

原告(大王製紙株式会社)は、ロシア法人A社に対して、民事訴訟を提起した。

原告は以下の請求を行った。

1. A社に対する、ロシア商標登録 312106 号に係る商標「GOO.N」が付された、もしくは、その包装に付された、CCDNo.10702020/150211/0002834 に記載されたおむつの、輸入、引合い、販売、または、ロシア連邦内における民間流通への導入等の禁止
2. A社に対する、ロシア商標登録 312106 号に係る商標「GOO.N」が付された、もしくはその包装に付された商品の、輸入、引合い、販売、または、ロシア連邦内における民間流通への導入等の禁止
3. ロシア登録 312106 号に係る商標「GOO.N」が付された、もしくはその包装に付されたおむつで、CCD No.10702020/150211/0002834 により、A社によりロシア連邦領土内に輸入されたものの、流通からの没収と廃棄

被告は、上記について異議を唱え、物品は真正商品であり、原告の管理下において日本からロシアに輸出されたものであると主張した。

(c) 判決の理由

提出された証拠を全て精査し、双方の主張を聞いた後に、裁判所は原告の主張は理由があると判断した。理由は以下の通り。

- \* 商標権者は、法律に反しないいかなる手段や方法によって商標を使用する権利を占有する。また、商標権者は第三者による使用を許諾若しくは禁止することができる。
- \* ロシアへの商品の輸入は、商標の使用に該当するため、輸入に際しては商標権者の承諾(同意)が必要となる。したがって、商標権者の許諾なしに商品をロシアに輸入することは商標権侵害を構成する。
- \* 原告は、ロシアへの輸入についての同意書を提示していない。
- \* 商標の使用を禁止していないということが、商標の使用を許諾したという意味に解釈されてはならない。
- \* 当該おむつは、本件の審理が進行している間に、被告によって日本に再び輸出されている。

(d) 判決(結論)

上記の理由を勘案し、裁判所は次の通り決定する。

1. A社に対する、ロシア商標登録 312106 号に係る商標「GOO.N」が付された、もしくは、その包装に付された、CCDNO.10702020/150211/0002834 に記載されたおむつの、輸入、引合い、販売、または、ロシア連邦内における民間流通への導入等の禁止
2. A社に対する、ロシア商標登録 312106 号に係る商標「GOO.N」が付された、もしくはその包装に付された商品の、輸入、引合い、販売、または、ロシア連邦内における民間流通への導入等の禁止
3. 原告の請求する 3 つ目の部分については、既におむつが日本に輸出されているため認められない。